

令和8年度杵築市 大田地域人権講演会

おおた生きがい塾「人権学習」特別聴講

と き：8月4日（火）

10：00～11：40（終了予定）

ところ：杵築市役所 大田庁舎 3階多目的ホール

入場料無料

手話通訳
託児有り

※託児（無料）をご希望の方は、
7月27日（月）までに、
下記へお申し込みください。

演 題：「Enjoy My Life 私らしさをありのままに」

講 師：NPO法人自立支援センターおおいた



おりた さとみ
理事 折田 聡美さん

【講師プロフィール】

18歳の時、交通事故により頸椎損傷となり、
車椅子生活になる。

40歳まで地元 宮崎の実家で過ごしていたが、
40歳を機に別府で自立生活を始める。

自立支援センターおおいたに転勤して12年目

《おおた生きがい塾「人権学習」特別聴講のご案内》

大田中央公民館の「おおた生きがい塾」の一環として、市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるよう、人権尊重思想の普及・高揚を図るため人権学習（講演会）を開催し、人権文化に満ち溢れた明るく、住みよいまちづくりに資することを目的として、大田中央公民館主催のおおた生きがい塾「人権学習」の開催期日に合わせて特別聴講を実施します。

共 催 / 大田中央公民館

杵築市 杵築市教育委員会

杵築市人権・同和教育推進協議会

◆お問合せ先（託児等）◆

大田中央公民館 TEL：0978-52-3111

※裏面もご覧ください。

ご案内

8月は「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間」です。

日本固有の人権問題である「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題」の解決をめざして、1965（昭和40）年8月に「**同和対策審議会答申**」が出されました。

「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」ことを明らかにしてから、約60年が過ぎました。大分県では、この答申が出された8月を『部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間』〔2022（令和4）年改称〕と定め、杵築市においても各種の人権啓発事業に取り組んでいます。

部落差別問題（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活をする上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。依然として結婚差別やインターネット上での差別書き込みは根絶されておらず、土地差別調査事件などに見られるように新たな差別事象も発生しています。

このような中「**部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）**」が2016（平成28）年12月16日に公布・施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

杵築市では、部落差別をはじめとする、子どもや高齢者への虐待、いじめ、女性に対する暴力など、さまざまな人権問題へのさらなる理解を深め、『差別に気づき・差別に向き合い・差別を許さない』人権を尊重するまちづくりにつながることをめざして、各種講演会等を開催いたします。

多くの皆様が、このたびの講演会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

杵築市人権・部落差別問題講演会の開催



- と き 8月1日（土）14：00～15：50
- と ころ 山香庁舎山香中央公民館3階多目的ホール
- 演 題 「部落問題を通して考える日常の中の差別」
- 講 師 「BURAKU HERITAGE」運営メンバー
かみかわ た み
上川 多実 さん

*こちらの講演会にもぜひご参加ください。

人権作文・人権標語（一般の部）を募集します。

人権問題についての作文や標語を考えることによって、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を磨くことを目的に作品を募集します。

応募の詳細については、「広報きつき」8月号等でご確認ください。応募作品の中から優秀作品を選出し、12月に開催する「人権フェスティバル」で表彰します。



募集締め切りは、**令和8年10月6日（火）**まで